## 勤労講座 (14)

# 働くものの三條件

## —賃金・時間・環境—

福岡大学講師　本吉敬治

昨年十二月末の福利要求の四十八時間ストは賃上げのストライキ以上に、その貴重なる歴史的意義を認めたい。大体、福利厚生施設は、従来、家父長的なイデオロギーのもとに恩惠的に労働者に与えられたといつてよい。それが貧しかろうが、悪かろうが、与えられるものであるかぎり、労務政策の一環として長い年月問題にならなかつた。

例えば会社に出て働きもしない妻や子供に家族手当が与えられることは、一寸考えると会社の恩惠にみえる。しかし入婿採用を考えればすぐ判るように労働者の再生産を永久に続けるためには、当然家族の成長が伴つていなければならない。

これと丁度同じように、福利厚生は恩惠であるようにみえるが、労働者の生活保障の一部をなすものである。

わが国の賃金は低賃金で有名である。とすればそれを補うものがなければならない。労働時間の短縮が考えられる。ところがこれがまた長い。低賃金と長時間労働による貧困が、わが国の労働者階級の宿命であるようにみえる。そしてこれは締めの観念となり、一種の不感症としてずつと戦後まで続いてきた。

九大の川口先生がこの欄で書かれた「貧乏物語」がここに生れるこの「貧乏物語」の上にアグラをかく住宅問題がこうなる。

明治時代のある篤農家は次のようにいつたそうである……「家は土座（土の上にじかにもみわらを敷いて住ら住居）なるべし、土座なるときは五穀のからをしきて湿気をしのぎ、その腐るにしたがいて田畠のこやしとする徳あり。板敷きは畳をしき半かにして居るにしよけれど、こやしをよる自由少し」「家は茅葺にして年中煤を為させ、年々歳々ふきかえ、煤茅をとりてくさらせ、こやしにする徳あり」「不浄場を日影につくりては日ざしなく、不浄くさりかね作毛のこやしにきくこと遅く、損多きものなり、東南の陽気をうけて作事すべきなり……」（西山卯三「現代の建築」から）と。

牛馬のように人間が藁を踏みつけて肥をつくれ、居間や食事は暗い冷いところで、便所は醗酵しやすいように陽の一杯当るところに作れというのである。これがわずか一時代前の理想的な農家の住いとして描かれていたことは笑うに笑えないものがある。

大なり小なりこの様な人間無視の住宅観を中心とした福利施設への考え方はわれわれの周囲からけつして消え去つていないのである。炭住・寮などのいわゆる給与住宅は建設、管理、運営等全く会社側に一方的に握られていたのであるから、本当は低い賃金を補うための住宅福利施設でありながらも、それが恩惠として与えられると往々にして最低なものになる。

しかも炭鉱の様に比較的辺鄙な処に設けられることを常とする産業は、会社側としても多数の労働者を確保する社宅施設をもたねばならぬ。そこでは福利厚生施設は恩惠どころか機械設備に匹敵する位の重要さを生産のために持つている。

いまわれわれは、働く賃金、働く時間のほかに、働く環境をよりよくする努力がなされてよいと思う。

無論、三鉱労組は過去数年前から〃福利厚生は労働条件の一部である〃と割り切つて進んで来た。純粋に福利要求のみでストライキが打てることはその端的な現われである。

労働条件の中で労働時間の制限は労働基準法の規定がある。労働賃金の最低線は今次春闘の統一目標により上げられているように、わが国の労働運動の具体的目程にのぼり法制定への闘いが組まれている。

不完全ながら労働省法案もまとめられた。更に一歩進めて福利厚生施設を含めた労働・生活環境の改善のために、企業別的ないわば会社のフトコロ具合によるものでなく、もちろん恩惠的なものでない全国的・横断的な法制化が早急に望まれる。

かつて三鉱労組はけい肺法制定にその前例を示した。賃金・時間・環境は三つが一になつて相補いわれわれの生活を守る。

労働基準法は「労働条件の原則」として第一条に「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と謳つている。

この原則は生かさねばならぬ。このような労働者の真の生活保障をかち取るために、福利要求のストライキはまさにその第一歩であろうし、新しい労働運動の方向を示すものとして注目し、かつ期待してよいのではなかろうか。

★　★

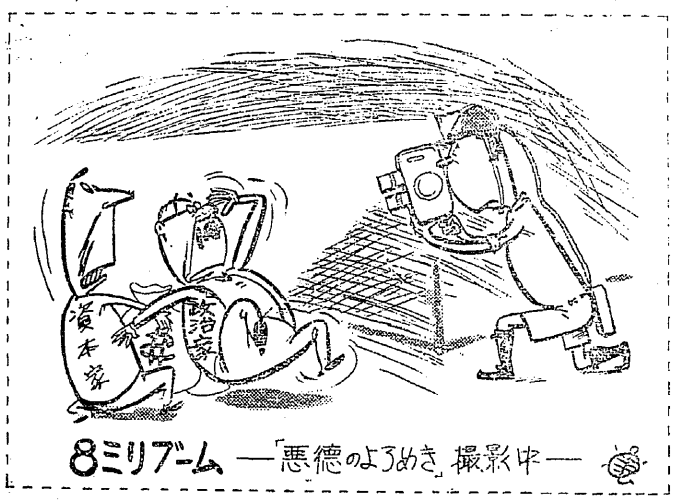


8ミリブーム —「悪徳のよろめき」撮影中—

# 十五億円の官制P・R
# 組合の骨抜きを策す

## 阿具根参議「労働協会法案」を語る

総評の春季闘争は政府資本家の圧迫をはねのけて着々と進められているが、これに水をさす如く政府は業者間協定の最低賃金法案を今国会に提出し、如何にも低所得者に有利である如く、宣伝しているが、そのように宣伝しなければならぬ程、この最賃法案がごまかしであることは働く者が一番よく知つている。総評や全労やほとんどの労働法学者は一致してこの法案に反対し、世論も相当に関心を示しつつあるが、この最賃法に次いでの悪法と云われる「日本労働協会法案」について阿具根参議に解説してもらつた。

## 産報へのコース

歴史的な最低賃金法論議のかげになつて、労働者の間でも兎角見落され勝ちなので、今日は特にこの労働協会法案の説明を致しましよう。

法案の説明にはいる前に「歴史はくり返す」という言葉を念頭に浮かべながら過去の事実を回顧して頂きたい。

即ち大正八年十二月に発足した「協調会」（産報の前身）は、第一次大戦後の急激に興つた労働運動に対し、労使協調を主旨として設立された調査研究団体でありました。目的は労働運動の成長を阻止することにあつたが、労働者を刺激させぬために労使何れからも独立した第三者的形態がとられた事業としては社会政策や内外社会運動の調査、研究、発表、政府への進言、争議の仲裁、調停等々で、根本の目的は労働者をして争議に至らしめずに労使調和の精神を身につけさせることにありました。

そして協調会設立の基金として政府補助金二〇〇万円、資本家よりの出資金六八〇万円、合計八八〇万円（現在の約十七億）で労働者弾圧に多大の効果をあげています。そして日支事変が始まると共に労働運動は衰え、昭和十三年に産業報国連盟（産報）を生み出してこれと提携し、敗戦後の民主的風潮に押されて二十一年六月遂に解散し、二十七年間に亘る労働者弾圧の歴史に終止符をうちましたが、この「協調会」と全く同じ機構と性格、目的と使命を帯びているのが、今国会に提案されている「日本労働協会法」であります。

## 搾山節考の官僚版

国民から取り過ぎた税金（財政余裕金）の中から政府が十五億円を基金として出資し、その利子（年間九千万円）と事業収入等で官製に等しい労働教育をやろうというのです。昭和三十年二月日本生産性本部が発足したときには、政府補助金が五千万円と余剰農産物の見返り資金（米国）一億一千万円をもらつて事業を開始し、今日では倍以上の政府補助金を取るまでに拡大し、労働者弾圧の一翼を担つて我々を圧迫していますが、この生産性本部と一緒に手を握つて行こうとするのが「労働協会」であります。そして一応は民間団体の第三者として発足する形にはなつていますが、その内容を見ると会長の任命は労働大臣が行い、予算や、定款や労務運営の基本方針など重要な点のすべては大臣の承認が必要であります。その上大臣に監督権があり、必要とするときには協会は報告の義務を負わされています。そればかりでなく、これらに違反すれば刑事罰（罰金三万円）が科せられることになつています。

このようにガンジガラメの官僚支配の民間団体が果して公平な労働教育をやれるでしょうか。

戦後労働者の権利を次々とはく奪して行つた労働省の弾圧政策から推察しても、この労働教育が如何なる結果をもたらすかは明らかであります。

しかもその人事は旧手官僚を使用するヴバ捨て山となることでありましよう。

又業務の内容としては労働問題の研究、資料の整備、出版物の発行及び放送（テレビも含む）労働講座、労使の労働教育活動の援助等々を掲げていますが、これは明らかに総評を裏から弾圧するものとして、マス・コミの現代に最も効果のある巧妙な悪法の典型であるといつても過言ではないでしよう。

このように政府、資本家は大正から昭和の始めにかけて労働運動の骨抜きに効果のあつた「協調会」を焼きなおして「労働協会」をつくり、生産性本部と連繋を密にして、右手に官僚の弾圧と労働法の侵害、左手に労働者の骨抜きを策していることに注目して頂きたい。そして院内闘争の少数を院外の皆様の協力を得て法案粉砕に全力を傾けて闘いたいと思います。

## 勤務評定に反対決議
## 十日に荒尾市議会で

PTA、各労組、主婦会など各団体の反対はこのところ急速に高まり、全市の反対世論とし広がつている折から、荒尾市議会で三月十日、地方議会としては画期的な勤務評定反対への決議を行つた。

同市革新議員団では、かねてからこの勤評は教育を政党支配の下におくもので、平和教育を破壊するものであると研究をすすめていたが、全くその通りの教育破壊であり法律的にも勤評は不当なものであると結論。このため三月十日に動議として革新議員団から緊急に上提されたものである。

革新議員団はこの勤評の不当なことに当つて、明確な論陣を張るや野党の反対意見は時期尚早でありなお研究すべきであると発言、革新議員団の真剣な研究に較べて、本問題の重要性に関する研究不足と、知識の不足を自からバクロしたものと見られており、圧倒的な数で反対決議を採択した。

なお、市議会としてはこの決議にもとづいて各関係機関に決議文を送り、強力に反対運動を行つている。当日は主婦会など多数の傍聴者がつめかけて、この問題を注目していた。

また、荒尾革新議員団は春闘に関して、早期解決への要望を三月十五日に上提する予定である。

### ケイ肺懇談会

三川支部厚生部ではケイ肺患者の苦情を集約し、要求書改訂の資料とするため三月八日より二十六日までケイ肺患者を中心とする組合員家族と各地域で懇談会を開催している。

## 委員をオルグ

### 各地域へ割当てる

本所支部では春闘の実力行使に入るとともに、新たな企画として委員オルグを編成、このオルグが各地域分会に入つて活動をつづけることになつた。

現在三十五名の委員中、地域で分会長、副分会長の役職のない人が二十三名いるが、この人たちがフルに活動されるよう、もう少し有効に系統的に計画を組んで活動させようというもの。これによつて組織の前進にプラスさせることになつた。

二十三名のこれらの委員と執行部の一組が入つて、十三組に編成。さらにこの各組を執行委員が担当する仕組みである。

早速この編成で十四日より活動が始められたが、これは闘争期間中つづけられて行くこととなつた。

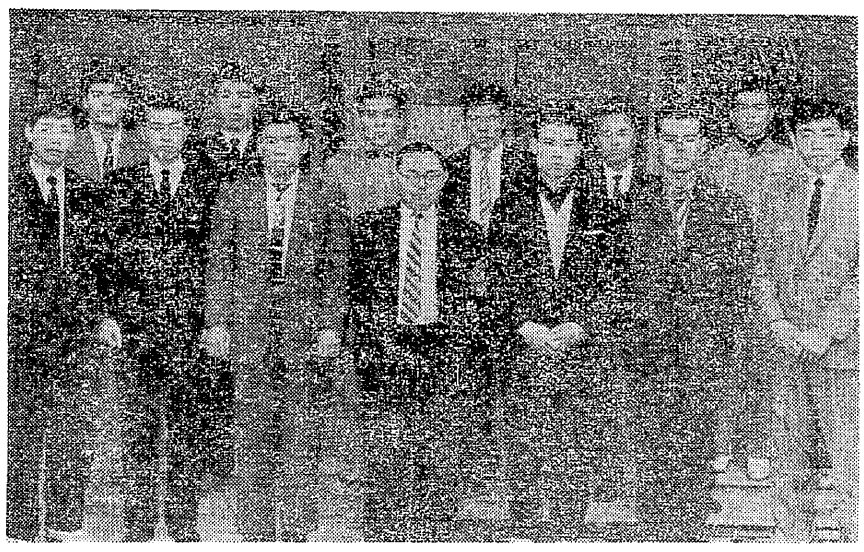

【写真は前列右より浅山、片臼、中村、宮川組合長、平川、林、村畑、後列右より川崎、井上、池辺、植田、津留崎、有働の各氏】

## 二審の闘いへ
### レッド・パージ公判

労資の運命をかけた決戦である今次春闘の中核となつて闘つている三池炭鉱の皆さん、私たちレッド・パージの公判に五万円のカンパをしていただいて、ありがとうございました。

去る二月二十八日福岡高裁において控訴審第二回公判を開きました。私たちが申請している証人の訊問は次回五月十六・十七日と七月七・八日に開かれること、それに証人の採否は各一カ月前までに相方に通知することがきまりました。いよいよ二審の本格的闘いはこれからです。

想いおこせば昭和二十五年十月私たちは無慈悲な独占資本三井のために母体である三鉱労組から引き千切られたのです。「どうしのもと母のもとに帰りたい」との念願に燃えて闘つている私たちにこれからも温いご援助の手をさしのべてくださるようお願いいたします。

昭和三十三年三月五日

三池炭鉱レッド・パージ
復職同盟

## "行つて参ります"
### 西独行12名元氣で出発

西独派遣労務者の第二陣一八〇名はさきに人選も決定、うち第一班六十名は去る一月二十八日羽田を出発した。

第二班、第三班と三組に分れて今次は出発するが、三池から参加する十二名は第二班として出発する派遣者つぎの通り

○宮浦＝有働順士（内機、21）津留崎末男（内機、20）平川留蔵（仕繰、23）井上徳光（仕繰、22）

○四山＝浅山俊昭（仕繰、23）中村金吾（仕繰、24）植田信雄（仕繰、20）

○三川＝池辺定光（仕繰、21）川崎勝（仕繰、23）村谷泰一（仕繰、22）片臼勲（仕繰、20）林茂樹（仕繰、21）

派遣者は三池としてはこれで第一次の三名に加えて十五名になるわけだが、同じく三年間西ドイツのコンソリダチオン、ハンボーナーの各炭鉱で働く予定である。

同氏らは十三日午後七時四十三分の東京行急行〃阿蘇〃で、組合執行部をはじめ多数の見送りをうけて元気に出発した。

なお、出発に当り一同は口ともどもにつぎのように挨拶した。

春闘もいよいよ激しくなつてきました。皆さん十分団結して最後まで頑張つて下さい。私たちも三池の代表として、また日本の炭鉱労働者として選ばれたものだと誇りをもつて一生懸命にやり、皆様のご期待に沿うように努力してまいります。